

第2次笠間市教育施策大綱

令和3年度～令和7年度

令和3年3月改定

笠間市

笠間市教育委員会

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 趣旨 | 1 |
| 2 大綱の位置付け | 1 |
| 3 対象期間 | 2 |
| 4 教育施策大綱の体系 | 3 |
| 5 教育施策大綱の取組 | 4 |
| ◇教育目標 | 4 |
| ◇施策の基本方向 | 6 |
| ◇施策の方針及び施策 | 7 |
| 方針1 豊かな人間性とたくましい身体を育む幼児教育の推進 | 7 |
| 方針2 主体性を育みチャレンジする学校教育の充実 | 7 |
| 方針3 持続可能な社会の実現に向けた家庭・地域との連携・協働 | 8 |
| 方針4 生涯を通じて学び合い活躍できる環境づくりの促進 | 9 |
| 方針5 誰もが健康で活力みなぎる「かさまスポーツ」の創出 | 9 |
| 方針6 多世代の学びを支える図書館活動の推進 | 10 |

1 趣旨

「令和」の新しい時代が始まり、人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展とともに、超スマート社会「Society5.0」へと急速に変化する社会環境の中、学校教育と社会教育の充実や文化・スポーツ等の振興など、学びをはじめとする様々な重要課題に取り組み、多様化する次代を担う人材育成のために教育行政が果たす役割は、これまで以上に一層大きなものとなっております。

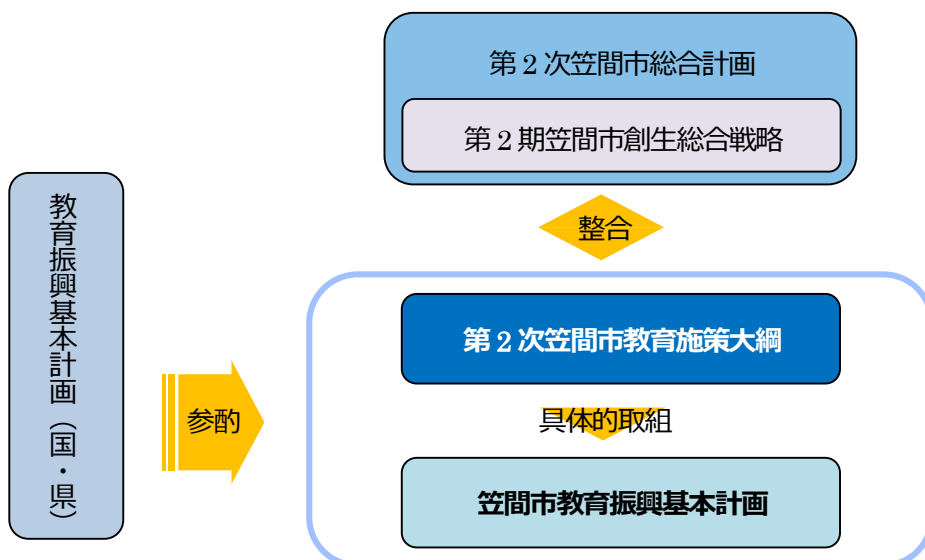
本市ではこれまで、平成 27 年 4 月に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の規定に基づき、平成 28 年 5 月にめざすべき教育の実現に向け、「教育施策の基本方向」と「施策の方針」を定めた「笠間市教育施策大綱」を策定し、教育行政を推進してまいりました。

さらに平成 29 年度には「笠間市教育振興計画」を策定し、教育施策大綱で定めた「施策の方針」に基づき、より実効性を高めるための取組を進めているところです。

こうした中、「笠間市教育施策大綱」が令和 2 年度末で期限を迎えるため、これまで本市が取り組んできた各教育施策の成果と課題を踏まえ、今後も将来にわたり本市の教育の充実を図り、本市が目指す教育の姿を実現するため改定を行うものです。

2 大綱の位置付け

本教育施策大綱は、教育基本法第 17 条第 1 項の規定に基づく国の教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の最上位計画である「第 2 次笠間市総合計画」や「第 2 期笠間市創生総合戦略」との整合を図りつつ、教育施策大綱で定めた施策の具体的取組を実現するため笠間市教育振興基本計画と連動するものです。



3 対象期間

本教育施策大綱の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。
 ただし、期間中であっても上位計画の策定など、必要に応じて見直しを行います。

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | |
|------------------|-----|-----|-----|-----|----|-----|----|----|-----|-----|----|----|--|
| 笠間市総合計画 | | | 第2次 | | | | | | | | | | |
| 笠間市創生総合戦略 | | | | | | 第2期 | | | | | | | |
| 笠間市教育施策大綱 | | 第1次 | | | | | | | 第2次 | | | | |
| 笠間市教育振興基本計画 | | | 第1期 | | | | | | | 第2期 | | | |

4 教育施策大綱の体系



<教育目標>

本市では、次の3つの教育目標を平成19年3月に制定しました。
本大綱においても引き続き教育目標として掲げ、笠間らしい教育を推進します。

知性を高め ひとりひとりの もちまえを伸ばす

人口減少、少子高齢化の加速化、グローバル化の進展や Society5.0 時代の到来など、急速に変化を遂げる現代社会においては、さまざまな問題が高度化・複雑化しています。このような時代において、知性を高めることは、自ら考え、主体的に判断し、行動するうえで欠かせないこととなり、子どもから大人まで自分で問題を解決する資質や能力を身に付けていくことが求められています。

また、「もちまえ」とは、その人が持って生まれた良さ（個性）や可能性を表します。全ての子どもたちが「もちまえ」を伸ばし広げていくことができるよう、一人一人の特性に応じた配慮や支援を充実していくことが必要です。

一方で、生涯にわたって学び、自らの持つ知識や経験を社会に役立てることは、人生を豊かにするだけでなく、心身ともに健康を保つための、生きがいづくりにつながります。

知性を高め、もちまえを伸ばし、誰もが力を発揮することのできる教育を目指します。

自然や文化を大切にし 郷土を愛する心をつちかう

笠間市は、八溝山地の鶏足山塊と筑波山塊の山々に囲まれ、豊かな自然資源に恵まれています。日本三大稲荷の一つに数えられる笠間稲荷神社の門前町、笠間城や宍戸城の城下町として古くから発展してきたことから、歴史を感じる史跡や祭事、郷土芸能が今でも多く传承されています。また、数多く発見されている古墳に関する展示や出土した土器・石器が、瀟洒(しょうしゃ)な洋風建築の歴史民俗資料館に收藏されています。令和2年6月に日本遺産に認定された「笠間焼」の生産地としても知られ、茨城県陶芸美術館や笠間日動美術館などの美術施設や窯元が多く立地

するなど、県内屈指の芸術スポットとして親しまれているほか、合気道の開祖が移り住み厳しい修行を重ね、合気道を完成させた地として、合気神社（合気道場）が創建された、合気道の聖地としても知られています。

生まれ育った郷土を知ることが、社会を生き抜くうえで重要な確固たる自分自身を持つことにもつながります。

笠間の自然や歴史にはぐくまれた文化を大切に、未来に受け継いでいくため、自らの郷土の自然や文化に目を向け、それらを守り育て、地域を支える心をつちかう教育を目指します。

豊かな感性をはぐくみ 健やかな身体を養う

体

児童生徒によるいじめや暴力行為などの問題行動が大きな社会問題となっていますが、近年ではスマートフォンやパソコンの普及によるインターネットを介したいじめも増加しています。

本市においても、令和3年4月に「笠間市いじめ防止対策推進条例」の制定、また教育支援室の機能拡充など、いじめや不登校に対する取組を強化していますが、子どもたちの社会性や規範意識などの低下が課題となっています。

このような状況において、自分の行動をコントロールし、正しい方向へと向かう自律心を養い、社会の一員としての責任感や規範意識を持つことが今強く求められています。先行きが不透明な現代社会においては、自ら生きる道を切り拓く力強さと、人と協調し、よりよい社会を築こうとする支え合いの心が重要となります。

また、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎をつちかうためには、学校、家庭、地域が連携し、子どもの時期から体力向上や健康的な生活習慣をしっかりと身に付ける必要があります。

他人を思いやる心や感動する心などの豊かな感性（人間性）をはぐくみ、心身ともに健康で力強く人生を送ることのできる子どもを育てる教育を目指します。

＜施策の基本方向＞

教育目標を実現するため、教育施策大綱においては、3つの人づくりを施策の基本方向とし、それぞれに沿った様々な事業・施策を内容とする取組をします。

役に立つ人づくり

笠間市の未来を担う子どもたち一人一人が輝き、将来社会の一員としてたくましく生きていくためには、幼少期から知性を高め、もちまえを伸ばし、人のために、社会のために役に立つ人になることが大切です。そのための学校教育、学び続けるための生涯学習の充実を図ります。

郷土を愛する人づくり

地方創生を実現するのは郷土を愛する人々の力であり、わがふるさと笠間の豊かな自然、歴史、文化、先人、産業などを学ぶことが未来を拓いていきます。子どもたちが地域に根付き、地域を担う大人へと成長するためには、笠間市が大好きである、大好きな笠間市のために貢献したい、という志を高めることが必要です。そのために、郷土教育、市民教育や文化活動を推進します。

心身ともに健康な人づくり

笠間市は「健康都市かさま」を宣言しています。その宣言に基づき、市民が心身ともに健康な人になるよう取り組んでいきます。そのために、道徳教育、健康教育を充実します。

また、「いつでも、どこでも、だれとでも」子どもから高齢者まで生涯に渡ってスポーツに親しみ、体力を増強できるように、スポーツの推進を図ります。

＜施策の方針及び施策＞

施策の方針1 豊かな人間性とたくましい身体を育む幼児教育の推進

施策（1）就学前教育と保育の充実

- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校への円滑な接続を図るための連携に努めます
- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園において、豊かな感性や表現力を培う自己表現活動の実践に努めます
- 基礎体力を身につける運動遊びプログラムの実践や命を大切にする心を育む活動の実践に努めます
- こども育成支援センターと連携し、配慮を必要とする幼児についての相談・支援体制の充実を図ります

施策の方針2 主体性を育みチャレンジする学校教育の充実

施策（1）確かな学力の育成

- 基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります
- 思考力・判断力・表現力等の育成を図ります
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します
- 言語活動・理数教育・情報活用能力の充実を図ります
- 英語教育や多彩な体験を通じた国際理解教育の充実を図ります

施策（2）豊かな心の育成

- 発達の段階に応じた道徳教育を推進します
- 福祉教育、人権教育、男女共同参画に関する教育等を推進します
- 郷土の伝統と文化への愛着を高める教育を推進します
- 地域人材等を活用し、豊かな体験活動を推進します
- 命を大切にする心を育む教育の充実を図ります

施策（3）健やかな体の育成

- 体育指導を通してスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、子どもたちの体力の向上を図ります
- 中学校保健体育・武道に合気道などを取り入れ、人間性と規律ある態度を育成します
- 学校保健や健康教育、医療教育の充実を努めます
- 学校給食での地産地消の促進や異なる食文化に対する興味・関心を深める食育の推進を図ります

施策（４）特別支援教育の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用を図り、指導の充実に努めます
- 特別支援教育指導専門員、特別支援教育支援員の充実に努めます
- こども育成支援センターと連携した就学相談の充実に努めます
- 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育を推進します

施策（５）デジタル化社会に対応する ICT 教育の推進

- 先端技術の活用により創造性を育む教育を推進します
- ICT 機器を効果的に活用した「個別最適化された学び」を推進します
- 超スマート社会「Society5.0」に対応した教育のデジタル化を推進します

施策（６）学校教育の環境整備

- 学校施設の長寿命化対策と安全・安心な施設環境の整備・充実に努めます
- 小中連携、一貫教育を推進します

施策（７）学校教育指導体制の充実

- 少人数学級や少人数指導により、きめ細やかな教育を推進します
- 研修機会を充実させ、教職員の資質・指導力の向上を図ります
- 教職員の働き方改革実現に向けた取組を推進します

施策の方針３ 持続可能な社会の実現に向けた家庭・地域との連携・協働

施策（１）地域で取り組む教育活動の推進

- 地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）を推進します
- 地域ボランティアによる見守りや子ども110番の家の協力など、安全・安心な地域環境の確保に努めます
- 行政や地域との連携・協働による防災教育を推進します

施策（２）多様なニーズに対応した教育支援の充実

- いじめ（インターネットによる SNS を含む）防止と不登校の減少に向けた取組の充実に努めます
- 福祉部門との連携により、子どもの貧困対策、児童虐待の根絶に向けた取組を推進します

施策の方針4 生涯を通じて学び合い活躍できる環境づくりの促進

施策（1）生涯学習環境の充実

- 生涯にわたって学び続けることができる環境づくり、推進体制の充実を図ります
- 新しい時代に対応できる知識と教養を高めるため、各教育機関との連携により、多様な形態・内容のプログラムの充実を図ります
- ICT 機器を活用した学習機会の提供を推進します

施策（2）家庭の教育力の向上

- 家庭における親の役割・責務が果たせるよう子育てに関する意識の高揚を図ります
- 子どもの生活リズムの向上を目指し、きめ細やかな家庭教育支援を推進します

施策（3）青少年の健全育成

- 各種団体の相互連携推進を通して、青少年健全育成推進体制の確立に努めます
- 青少年を有害な環境から守るため、地域ぐるみの取組を推進します
- 引きこもりへの対応に向けた取組を推進します

施策（4）文化芸術に親しむ機会の充実

- 新しい時代のスタイルを取り入れた鑑賞機会の充実に努めます
- 笠間らしさを演出する文化芸術の教育普及活動及び発表機会の充実に努めます

施策（5）文化財の保護と活用

- 文化財の調査・研究に努め、適切な保護と活用を推進します
- 日本遺産の取組を推進します
- 地域の歴史を学ぶ時間や、文化的な体験活動の充実を図ります

施策の方針5 誰もが健康で活みなぎる「かさまスポーツ」の創出

施策（1）生涯スポーツの推進

- スポーツを楽しむ機会を提供します
- さまざまなニーズに対応できるスポーツ環境の充実を図るとともに、スポーツ指導者の養成と確保に努めます

施策（2）競技スポーツ・パラスポーツの推進

- 笠間市の特色を活かしたスポーツを推進します

- 東京五輪・パラリンピック競技大会の推進とレガシーを活かしたスポーツの推進を図ります
- 世界で活躍できるスポーツ選手の発掘・支援に努めます
- ホストタウン交流を継続し、海外とのスポーツ交流を推進します
- パラスポーツの認知度向上に努めます

施策（3）スポーツ施設の整備充実

- 安全・安心なスポーツ施設の整備・充実と利用拡大に努めます

施策（4）スポーツツーリズムの推進

- スポーツ合宿やスポーツ大会の誘致・支援に努めます
- 地域スポーツコミッションの活動を推進します

施策の方針6 多世代の学びを支える図書館活動の推進

施策（1）図書館資料の充実

- 図書館資料の収集・整理・保存に努めます
- 利用者のニーズに合った、地域資料などのデジタル化を推進します

施策（2）図書館利用者サービスの充実

- 各種情報や学習機会の提供に努めます
- ICTを活用し、来館せずに利用できる電子図書館サービスの充実を図ります

施策（3）学校図書館との連携

- 読書活動を通じた創造力・表現力の育成のため、図書館資料や図書館情報を提供し学校図書館への支援に努めます

施策（4）子ども読書活動推進計画の取組

- 関係機関やボランティアと連携・協力し読書活動を推進します

施策（5）図書館の多機能的な役割の構築

- 多目的な施設利用を推進し、交流拠点としての役割を構築します